

4 各資金の融資条件等

中小企業特別資金（マルタル資金）	14
経営安定短期特別資金	15
設備総合資金	16
商店街グレードアップ資金	19

※融資期間について

小樽市の制度融資における期間の考え方は次のとおりです。

④マルタル資金により1000万円を60回で返済する場合

融資実行日 令和7年4月10日

支払指定日 毎月20日

(1) 第1回支払日

令和7年4月20日

最終回支払日

令和12年3月20日

<融資期間>

令和7年4月10日～令和12年3月20日

⇒ 『5年未満』とする。

※融資期間の最終日が令和12年4月9日以前なので
「5年未満」となります。

(2) 第1回支払日

令和7年5月20日

最終回支払日

令和12年4月20日

<融資期間>

令和7年4月10日～令和12年4月20日

⇒ 『5年以上』とする。

※融資期間の最終日が令和12年4月10日以降なので
「5年以上」となります。